

## (6) コネチカット州司法省とのミーティング議事録

(1) 日時： 2009年2月20日(金) 12:30-14:30

(2) 場所： 司法省

(Mackenzie Hall 110 Sherman Street, Hartford, CT 06106-2294)

Tel 860-808-5400

(3) 面会者： Mr. Richard Blumnthal / Attorney General (冒頭挨拶のみ)

Ms. Jeremy L. Pearlman / Assistant Attorney general

Ms. Carolyn Querijero / Deputy Attorney General

Mr. Joseph Rubin / Associate Attorney General

Mr. William Gundling / Associate Attorney General

Mr. Valerie Bryan / Assistant Attorney General

(4) 内容：

(概要について)

- ・ コネチカット州 AG は Common Law の権限でできたのではなく、州法で設立された。
- ・ 州法で州民を代表して訴訟を起こすことはできる旨規定されているが、消費者保護の分野では *Parens Patriae* と呼んでいるわけではない (*Sovereign Enforcement Action* と呼んでいる)。反トラストの場合は、*Parens Patriae* による場合もある (Common Law による権威からではなく、1976年に連邦が与えた権限による)
- ・ 集団訴訟の目的は、不当な行為を行っている企業に対して訴訟を起こし、それらを止めることと、消費者の被害を回復することであり、呼び方などはあまり気にしていない。
- ・ 反トラストの場合、*Unfair Trade Practice* 法によっているが、ほとんどの州で同様の法律を持っている。これらは FTC の法律を参考にしたものである。
- ・ ほとんどの州では、消費者保護に関しての訴訟は *Parens Patriae* として行っていないと思う。
- ・ 歴史的には、植民地時代にさかのぼり、Common Law の権威は、もともとイギリスにまでさかのぼるが、CT の場合、State Attorney (刑事担当) は Common Law の権限を持っており、当初は刑事と民事双方を統括していた。ところが民事の方のケースが増えてきたために、1897年に民事の専門として Attorney General を設立した。Attorney General (民事担当) は後で州法によって設立されたために Common Law の権威を持っていない。Attorney General の全ての権限は議会を通して作られたもの (州法コード 3125 がメインのコード)。そういった意味で、Common Law のない日本も参考にできるのではないかと思う。
- ・ AG が訴訟を起こしても、一般消費者は自らクラスアクションなどを起こす権利も持っている。ただし同じ案件で2回 (AGによる訴訟と自らの訴訟) で被害額の受け取り (回収) はできない。

- ・ CT では反トラストも消費者保護分野でも多数の訴訟を起こしており、不当行為を行っている企業から原状回復金などを徴収し消費者に還元している。

(AG : Mr. Richard Blumnthal の話)

- ・ AG が消費者に代わって訴訟を起こす一番の利点は、消費者は自ら訴訟をおこすためのコストを負担する必要がないことである。クラスアクションの場合は、クラスが適切かどうかなど訴訟をおこすまでの敷居も高い。しかし AG の場合、自ら当該企業の行為を不正かどうか調べ、判断することができる。さらにそれらが他の企業でも起こらないように基準を変えたりもできる。  
訴訟を起こすかどうかの最初の判断材料は、不法かどうかである（州法に照らし合わせて）。証券取引に関しては連邦法が消費者に対しても強い権利を与えているが、消費者保護に関しては、そうでもないのでやはり州が主体となる。
- ・ 不法行為を行っている企業が CT 以外に本社をもっていたとしても、CT の消費者に被害を与えたということで訴訟を起こすこともできるし、逆のケースで、本社が CT にあり、CT の消費者には被害を与えていないが、他州の消費者に被害を与えている場合、その不当行為を止めるために訴訟を起こすことも可能である。
- ・ 他州の企業を、その州の AG の許可など得ることなく独自に訴訟をおこすことができるし、他州も CT に存在する企業を自由に訴えることが可能である。
- ・ ただ、ほとんどの場合は、他州の AG と連携して事にあたる。
- ・ 連邦であるがゆえの課題もある。日本は中央政府のみなので、そういった課題はない

(被害の回復について)

- ・ CT でも Restitution、Civil Penalty、Disgorgement があり、Restitution は各消費者がどのくらいの被害をこうむったか明らかにしてそれらを回復する。Civil penalty は基本的には罰金。Disgorgement は不当行為から得た利益を剥奪するものである。
- ・ Restitution は各個人の被害額をできるだけ明らかにする必要がある。Civil Penalty は一回毎の罰金額が最高で 5,000 ドルと決まっている。また、Disgorgement は企業がいくら利益を得たか計算する必要があり、専門家の分析を頼むことが多い。
- ・ どれを優先するかであるが、まず消費者に被害額を返金することが第一のプライオリティなので、Restitution が最初の選択肢である。これらは州法で規定されているわけではなく AG の判断による。
- ・ Restitution と Disgorgement は多くのケースの場合、額がほとんど同じの場合が多い。なぜなら、消費者が受けた（購入した）額が、企業の利益の場合がほとんどであるからである。
- ・ Civil Penalty の場合、企業は意図的に不当行為をしていたことが要件であり、AG はそれらを証明しなければならない。もしそれらが証明しきれない場合、Civil Penalty と

しては取れないかもしれない。

- 被害額の分配には、AG 職員、ボランティア、さらには民間委託業者などで構成されるクレーム処理体制をつくり消費者からのクレームを受付、被害額の算定などを行う。それらを民間企業に委託する場合も多い。
- たとえば消費者が 100 ドルの被害を受け、企業が 100 ドル持っている場合は、そのまま返金するが、企業が 80 ドルしか持っていないような場合、消費者には 80%のみ返金されることになるかもしれない。
- 訴訟を起こす前には正確に誰が被害を受けたかわからない場合が多いので、できるだけ多くの情報を集め、被害額を正確に算定する。また、そのために広告などを通じて、被害を受けていたが知らない消費者にも知らせるようにし、Trial や和解の前にはできるだけ誰が被害者なのかを特定するように務めている。
- 時々AG がプレス発表などを通じて、AG が行っている訴訟について説明し、被害を受けたと思う消費者は AG までコンタクト取るようにと呼びかける場合もある。
- それ以外にも Web サイトでも広報する。また、広告なども利用する。
- クラスアクションでは、全ての被害者に郵送で通知を送ることが求められているが、AG の訴訟の場合、それは義務ではない。もちろん、被害者が完全に特定されている場合は郵送で通知を送る場合もある。どういった方法で通知をするかは、ケースバイケースで AG が決めている（裁判所が決定する場合もある）。
- 裁判所が企業に直接、消費者に対して通知を出すように要求する場合もある。また AG も和解の中で企業に対して、消費者に直接通知を出すことを条件とすることもある。その際、どういった説明（言葉）を使うかも、さらに消費者に混乱を与えないためにも精査する。
- たとえば、家屋改修のケースで被害額の算定方法としては、専門家をその家に派遣し、どのくらいの被害を受けたかを査定させ、それに基づいて被害額の算定を行う。しかし被害者自身が自らの算定額をもって AG の決定額にクレームをいつてくるケースもある。そういった場合、AG の算定基準などを説明し、理解してもらえるように努める。
- たとえば、AG の査定額が 10 万ドルで、それらを消費者に返金したとして、消費者自らの査定額が 15 万ドルだったとした場合、消費者は、既に受け取った 10 万ドルに関しては更なる訴訟を起こすことはできないが、自ら主張している残り 5 万ドルに関しては、クラスアクションなり、個人として訴訟を起こすことはできる。
- ほとんどの場合、そういったことは発生せず、消費者は自ら訴訟を起こせない場合が多く、AG が代わりに被害額をたとえ一部でも返金することに対して感謝してくれる。
- AG の訴訟の限界として、たとえば、欠陥住宅に対して建設会社などに対して訴訟を起こすことはできるが、その欠陥住宅のために足を折るなど、消費者がケガをした場合には、AG はそれらを回復するための権威は持っていない。その場合は自ら訴訟を起こす必要がある。

- AG が訴訟を起こした際にそれらを消費者にも広報するが、それでも消費者が自らクラスアクションを起こしたりすることを防止したりしようとはしない。なぜなら、AG の訴訟は消費者を代表していないからである。AG はクラスアクションが起こっていてもそれには影響されない。非常に大きなケースでは、裁判所が AG のケースとクラスアクションを束ねるように指示する場合もある。
- もし、AG の訴訟とクラスアクションが同時に起こっており、消費者が 150 ドルの被害を受けていたとする。その場合、AG から 100 ドル、クラスアクションから 50 ドルといったようにに裁判所が指示する場合もある。
- 現実的にはそういったことはほとんどなく、AG は誰も手をつけていないケースに対して訴訟を起こす場合が多い。
- AG の訴訟の利点は、被害者は被害額を回復できることである。なぜなら AG は多大な手数料をとる必要がないので、企業より回収した金額をそのまま被害者に返金できる。一方、クラスアクションの場合は、弁護士が多くの報酬をとるために、必ずしも被害者に十分な回復が行われるわけではない。
- CT の AG は州法によって権限をあたえられているために、新しい分野で問題が起こった場合は州法をつくるか改正する必要がある。最近の例では、建築の改築に関しては州法があり、それらに基づいて AG は訴訟を起こせていたが、最近新築の家でも問題が起こるようになってきて、新築の家に関する州法を議会が通した。それにより AG も新築家屋に対しても訴訟を起こせるようになった。もし、日本で新設するなら、できるだけ多くの権利を最初から持てるようにした方がいい。

#### (税金について)

- 消費者が AG の訴訟などを通じて返金を受けた場合、その消費者は、商品などを購入する際に既に消費税などは支払っているので、返金されたお金に対しては課税されない。
- 企業は Restitution は費用計上できるが、Civil Penalty はできないと思う。
- Restitution を払うことで、企業がかえって法人税の支払いを減額できる場合も起こりうるが、AG の趣旨は、被害額を消費者に返却することであり、企業がそれから税金上の便益を受けるかどうかではない。ただ、和解の交渉の中で、企業が 100 ドルしか払えないといっても、税金上の控除があるからということの説明し、120 ドル払わせるといったこともありうる。
- ただ、ほとんどのケースで企業が支払う額の方が税金上の便益よりも大きいので、企業は、訴訟が起きること自体嫌がる。
- もし、AG が本当に企業に対して不当行為をとめさせたい場合は、可能な場合高い Civil Penalty を課す。そうすれば、企業はもちろん企業の投資家もそれらを認識し、再発防止につながる。
- Civil Penalty の上限は 5,000 ドル（一回の行為単位）であるが、違法行為が毎日起こ

っているなど解釈によって、罰金額を大きくすることもできる。たとえば、5,000 人の被害者に対して、100 日間と言う計算になれば、Civil Penalty の額は、50 万ドルに達する。何をもって一回の違法行為かということは AG が決められる。

- 和解の場合は、AG が決められるが、訴訟になった場合は裁判所が決める。

#### (Claim Process System)

- それらを担当する民間専門業者に依頼するのは、ケースが大きい場合のみで、通常はない。
- もちろん、どの企業に任せるかは AG が選択し、どうやって作業を進めるか、また作業の進捗の監督を行う。
- Restitution などの支払いは、州政府の国庫に一旦入れる場合と、制裁を受けた企業から直接消費者に送らせる場合両方ありうる。
- しかし、企業の資金がなくなってしまうと困るので、まず、州政府の国庫に入れさせることが多い。もし、その企業を十分信頼できる場合は企業に直接送らせることもあるかもしれない。
- もし、50,000 人の消費者などにチェックを送る必要などがある場合は、Process Administrator という民間専門業者に委託する。それらは CT の企業でなくてもよく、NY であってもかまわない。事実、CT にはそういった企業は存在しておらず、NJ の企業に委託したりする。そういった企業はもちろん他州からの委託も受けているし、クラスアクションも担当したりしている。

#### (CID などについて)

- CID は訴訟提起前に行い、その時点では裁判所は関わっていない。
- CT のシステムとして AG とは別に Department of Consumer Protection という知事の Executive Office がある。Commissioner は知事が指名する。訴訟を起こす場合は、Commissioner の許可が要る。なぜなら、訴訟を提起する決定権は州法で Commissioner の権限だからである。
- たとえば、AG がクレームを受け、初期の調査を行い、さらなる調査が必要を感じた場合に、Commissioner に報告し、CID を行う指示書にサインをしてもらう。
- CID (提起前) とディスカバリー (提起後) では、基本的に要求することは同じであるが、一番大きな違いは、CID を受け取った企業は、州政府に対してカウンターの質問を出すことはできないが、ディスカバリー段階では、それが可能であることである。
- Informal なクレームも含めると、年間約 6,000 件ほどのクレームがある。
- これらは Consumer Protection 分野のみで AG が扱っている他の分野も含めるともっと多い数になる。
- 6,000 件のうち多くのケースは企業に連絡をし、その不当行為をやめるようにいうこと

で解決している。それを超えて訴訟を起こすのは大まかに言って 100 件以上であると思う。ただし、金融などは他の部署がおこなっており、Consumer Protection としては扱っていない。

- CT の消費者からまったくクレームがなくても他州で起こっている訴訟に参加することもある。
- AG の重要な役割のひとつとして、企業が不当行為を繰り返していないか監督することがある。和解の条件の中で、企業は 3 ヶ月毎にレポートを提出しなければならないといったことを盛り込むことがある。
- AG はできるだけ消費者から情報を集め、被害額を特定するようにしているが、正確にわからないような場合は、クレジットカード会社の国際手数料ケースのように、一律いくらかといった想定額を消費者に還元する場合もある。
- 被害額が少額（たとえば 1 ドル）で 1 万人が被害者といったような場合は、それぞれに 1 ドルのチェックを送るのはコストの方が高くなり適当ではないので、Civil Penalty を課すか、企業に関係団体などに寄付をされるということもある。
- 得たお金をどうやって使うかは、和解の場合は AG が、裁判所を通している場合は裁判所が決める。
- もちろん一番のプライオリティは消費者に被害額を返却することであるが、州政府の一般会計に入れることもある。その場合でも州民から徴収した税金を回収していることと同じである。
- 消費者グループは CT にも存在するが、消費者グループは AG のように訴訟をおこす権利はもっていない。

(北欧／スウェーデン)

### (7) Garde Wesslau 法律事務所とのミーティング議事録

(1) 日 時： 2009年3月2日(月) 10:00-12:00

(2) 場 所： Garde Wesslau 法律事務所

(Maimskillnadsgatan 46, Box 7253, SE-103 89, Stockholm)

Tel +46 (0) 8 587 240 01

(3) 面会者： Hans G Wesslau (Attorney at Law)

Ulf Fordgren (Advokat)

Malin Wikstrom (Attorney at Law)

(4) 内 容：

- ・ スtockホルムを含む5都市に事務所を持つ中規模の弁護士事務所である (\*司法省 Jena Weslander 氏からの紹介で今回のミーティングもった)。
- ・ Hans 氏は最古参でパートナーである (\*冒頭挨拶のみ)。
- ・ スウェーデンの集団訴訟制度の立法過程には関わっていないが、現在クラスアクションの被告側の担当を行っている。
- ・ 司法省で実施した集団訴訟制度の被告側弁護士のひとつとしてインタビューを受け、評価にも関わった。
- ・ スウェーデンの集団訴訟システムは、2003年に整備され、以下の3つの方がある。
  - ① 私的集団訴訟
  - ② 団体集団訴訟 (NPO などによる訴訟)
  - ③ 公的集団訴訟 (政府【オンブズマン、環境省】による訴訟)
- ・ ②の法人による訴訟の要件として、NPO であることと、消費者保護や環境関連に関わっていることが必要であり、その適格性はケースバイケースで裁判所が判断する。
- ・ 集団訴訟の目的として、消費者の利益を守ることである (原状回復から環境保護まで含まれている)。
- ・ 環境関連の訴訟は、私的集団訴訟と公的集団訴訟のみである。
- ・ この事務所ではクラスアクションの被告側の弁護士という立場を持っているが、案件によっては原告、被告どちらの側にも立つことがある。
- ・ 2003年に制度ができて依頼、今までに12件の訴訟が起こされた。そのうち1件は環境関連で (Alanad 空港の件)、1件は差別禁止、それ以外は、消費者保護関係である。
- ・ 12件のケース、すべて時間がかかり最終的に和解や却下で終わっており Trial までいった案件はない (\*Lindblom 教授とのミーティングで1件だけ Trial までいっている案件があることが判明)

- 平均的に民事訴訟にかかる時間として、第一ステップで1~3年、Trial まで入れた全体では5年近くかかる。
- クラスアクションの場合、集団訴訟として認められるかどうかの裁定が出るのに最低2~3年、全体としてはやはり5年くらいかかる。
- 具体的なクラスアクションの例として、現在進行中の Alanada 空港の案件がある（\*当該法律事務所は、空港運営国営会社【被告】の弁護士としての立場）。
- この案件は、2003年に第3滑走路が完成し、4月から離発着が始まったが、その航路上の地域住民の騒音被害に対するクラスアクションである。
- 対象地域の住民数は17,000人で、クラスアクションとしては、2006年8月に5人の代表者によって提起された（\*原告側にも弁護士事務所がついている）。
- もともと原告側は6名であったが、ひとりが空港関係者であったので、構成員内の話し合いの結果適格ではないということで、自主的に代表からはずれ5名になった。
- 原告側5名は、一般住民（弁護士などではない）であるが、訴訟コストを負担できるほどの裕福な人たちである。
- クラスアクションが提起され、裁判所により、17,000人に郵送でOpt In するかどうかの通知がなされ、6,000名強がOpt In した。
- Garde Wesslau 事務所は被告側の弁護士として、クラスアクションとして成り立たないと主張。その主な主張としては、
  - i. 地域内でも各家屋によって騒音レベルが違うので、ひとくくりにはできない。
  - ii. その地域に住んでいる人もいれば、働きにきているだけの人もいるので、まとめられない。
  - iii. 一人一人の供給している金額が大きいので（要求額：一人1,000クローネ【約14,000円】/月）、個人訴訟として成り立つのではないか？
- しかし、約1ヶ月前の2009年1月末に高等裁判所はクラスアクションとなりうる裁定をした。
- 被告側は上訴した。
- 現時点では、最高裁判所がその上訴を受け付けるかどうか決定されていない。また、受け付けられたとしても最高裁判所が最終的にいつクラスアクションとして認めるかどうかの決定をするか未定である。（\*3/9 Malin にメールにて確認）
- ノイズレベルによってサブグループに分かれる可能性もあるが、現在審議中である。
- Opt In するかどうかの意思を対象者に問う通知は、スウェーデンでは他の国のように原告側が行うのではなく、裁判所が行うこととなっている。対象者が明確な場合は郵送、そうでない場合は広告などで行うが、そのコストはすべて裁判所が負担する。これはたとえ対象者が100万人であれ、裁判所の予算を超過しても、裁判所の役割として実施する必要がある。
- 人口分布毎に20に区画された各地域毎に最低一箇所、クラスアクションが起こせる裁

判所がある。

- ただし環境関連の訴訟のみは、特別裁判所（ナッカ裁判所）のみで扱われている。もともとストックホルムであったが最近移った。現在でもストックホルム地域の訴訟も管轄している。
- （\*Wikstrom 女史の個人的の見解として）スウェーデンで Opt In 方式が導入された理由としては、国の規模が小さく（人口約 900 万人）、Opt Out 方式より適していると考えられたからではないかと思う。
- 制度が 2003 年にできてから今まで 12 件しか訴訟が起こっていないのは、少ないと思うし、今後件数は増えていくと思う。
- 団体集団訴訟がまったくない理由はよくわからないが、おそらく予算的な問題ではないかと思う。
- 個人では、訴訟の保険などある。
- また、一般裁判と同様、裕福でない人対象を対象とした公的扶助制度はあるが、クラスアクションの費用をまかなえるほどではないことから、現実的には、裕福な人しかクラスアクションは起こせない。
- 弁護士は、勝った場合に全体の何%といった成功報酬型は認められておらず、時間によるチャージのみである。

クラスアクションが和解などに達したとき、裁判所の Account には入らず、直接原告代表などに振り込まれる。

## (8) Lindblom 教授とのミーティング議事録

(1) 日 時： 2009年3月2日(月) 13:00-15:30

(2) 場 所： 滞在ホテル

(3) 面会者： Per-Henrik Lindblom 教授 (Uppsala 大学教授)

(4) 内 容：

- (※同教授は民事訴訟法では第一人者で、2003年の制度成立過程にも深く関係している)
- ・ スウェーデンで Opt In 方式が導入された経緯としては、主に政治的な理由による。
- ・ 1994年に集団訴訟制度の提案が社民党より提出されたとき(※同教授もその当時の関係者のひとり)、ビジネス界はそれらへの強い抵抗があった。
- ・ その当時は、Opt Out 方式であったが(※同教授もそれを提案)、国会審議が始まる直前でそれらを支持していた司法大臣が個人的理由で辞任してしまった。
- ・ 新大臣は、Opt In 方式支持者であり、とにかく導入するのに Opt In 方式の方がやりやすいということで、政治的な理由でその制度が導入されることとなった。
- ・ (※同教授の個人的意見として)全体が Opt Out 方式であるほうが良いと考えているが、政治的なこともあり導入できないより良いと思うので、Opt In 方式となった。Opt Out 方式が無理でも、妥協制度として、ノルウェーのように、少額に関しては Opt Out 方式、大きなケースは Opt In 方式というコンビネーション型でも良いと思う。
- ・ 基本的には、すべてが Opt Out 方式の方が今でも良いと思っている。しかし、大きなケースになった際に、すべての人が本当に拘束されても良いのかという疑問を持っていることも事実である。
- ・ 法学者の間ではコンビネーション型を推す人が多い。
- ・ 今だ、ビジネス界は集団訴訟自体に反対している。
- ・ Opt In 方式の場合、通知はそれほど大きな問題ではないが、Opt Out 方式の場合、通知がすべての対象者にいきわたっているかどうかは手続上非常に大きな問題である。
- ・ Opt In 方式の場合、クラスには自主的に入ってきた人たちなので代表選びも含めそれほど難しくないが、Opt Out 方式の場合は、そういうわけにはいかない。
- ・ 現実的には、少額のケースで Opt In 方式で行うと誰も集まらないという懸念もあり、Opt Out 方式の方が良いと思う。大きなケースは Opt In 方式 で良いと思う。
- ・ ブラジル、デンマーク、イタリアのように責任論まで Opt In 方式、Opt Out 方式で行い、被害の回復は個別訴訟でという例もあるが、スウェーデンの場合、被害の回復まで裁判所で決定しなければならないしくみとなっている。
- ・ 裁判所は、和解の成立までは関与するが、支払いなどの配当など具体的な手続は裁判所は行わない。もし、被告企業が決められた賠償を原告に払わない場合、原告(個人など)は、取立て管轄官庁に申立なければならない。
- ・ その理由としては、クラスアクションとして、支払いや配布の具体的な方法を規定して

いるわけではないので、通常の裁判の方法を適用している。

- いったん Opt In を表明しても、Opt In の最終期限まではそれを撤回して集団から離脱できるが、最終期限を過ぎるとそれはできなくなり、結果に拘束される。でないとも被告企業にとってフェアではないからである。
- 期限はケースバイケースで裁判所が決定するが、通常は2~3ヶ月である。
- 2003年以降の訴訟数は12件であるが、件数としては少ないが、多数の人が関わっているため、効果的であったと思っているし、何よりそういった訴訟が起こせるようになったということで、企業に対して、抑止的な意味合いがでてきたことが大きい。
- 事実、12件のうち1件を除き、私的集団訴訟であるが、個人的なリスクを負ってまで訴訟を起こしていることに正直驚いている。
- 当初は、私的集団訴訟はほとんどなく、団体と公的集団訴訟が半分半分くらいではないかと予測していたが、蓋を開けてみると私的手段訴訟のみであった。
- 団体集団訴訟がないのは、消費者団体の活動があまり活発でないことや法廷での経験などがあまりないからではないかと思う。
- また、公的集団訴訟がないのも、消費者庁には人的、財務的なリソースが乏しく、いったん訴訟を起こすと他の事業が滞ってしまう可能性があることや、もともとストックホルムにあったのがカールスタッドに首都機能分散ということで移され、それらを嫌がりカールスタッドに行かなかった職員も多く、一から出直してみたくなくなってしまったこと、さらには、カールスタッドということで情報が集まりにくいということも理由だと思う。
- 現在のところ、団体、公的集団訴訟はうまく機能していないと思う。
- 私的集団訴訟を起こすにはそれらのコストを負担できるだけの財務的な余裕がないと難しいが、バックに資金源を持っている人などもある。
- 原告はもし敗訴した場合、被告の弁護士費用などを負担する必要があるため、訴訟を起こす際にそれらに耐えうる財務的な用意があることを示す必要があるため、裁判所でそれらが十分かどうかの判断をする。
- また、原告代表と原告弁護士の間で Risk Agreement を交わす必要があるため、それらも裁判所の認可が必要。弁護士費用に関しては、勝てば通常の2~3倍の報酬、負ければゼロである。
- リンドベリー対ポートシルカ市の案件は（不当差別の訴え）、12件の中で始めて Trial までいくことになった。これは消費者保護の分野ではなく差別の分野であるが、2008年10月に提起され、2009年3月中に裁定がでるというスピード審査となった。
- これ以外の案件は、ほとんどが上位裁判所まで持ち込まれているため、クラスアクションとして成り立つかどうかの判断に5~7年はかかると思う。
- スウェーデンでも日本のように消費者は被害に関して厳密な証拠を提出する必要があるが、もっと簡素化する必要があると思っている。
- 2003年に導入された制度の評価プロジェクトが行われ、すでに終了しているが、その評

価は、一人の女性裁判官によって行われ、関係者がヒアリングに呼ばれた。

- (\*同教授は) その評価結果に対して必ずしも納得しているわけではない。
- 裁判所から対象候補者への Opt In 意思確認通知は、郵送と決められているわけではないが、訴訟を起こす際に、構成員リストなどを付加して訴訟を起こすと、裁判所としても郵送せざるを得ないということになる。構成員が分からない場合は、TV での広告などもありうる。
- 少額の場合は、Opt Out 方式の方がいいと思うが、金額的にどのくらい以下なら Opt Out 方式がいいかという額はよく分からない。公的集団訴訟の場合は信頼できるので、すべて Opt Out 方式でもいいと思うが、私的集団訴訟の場合、100 ユーロ (約 1 万円) 以下くらいが妥当ではないかと思う。
- スウェーデンでは通常、経費の支払いに関して English Rule であるが、原告が勝っても 2,000 ユーロ以下だと American rule となり、原告は被告からコスト回収ができないし (通常の訴訟のように)、個人の保険もこういった訴訟へのコストは負担してくれないことから現実的には訴訟が起こせないような状況。だから少額は Opt Out 方式が必要であると思う。

## (9) スウェーデン消費者庁とのミーティング議事録

2. 日 時： 2009年3月3日（火）13：00－15：30

3. 場 所： 消費者庁

Konsumentverket: Box 48, 651 02 Karlstad, Lagergrens Gata 8

Tel +46 771 42 33 00

4. 面会者： Par Magnusson 氏

Daniel Karfs 氏 / Jurist

5. 内 容：

- ・ 消費者庁は、統合・男女平等省の管下の官庁である。
- ・ 司法省とは組織的には直接関係ない。
- ・ 消費者庁のトップがオンブズマンである。
- ・ 消費者庁とオンブズマンは、どちらが上ということではなく平等の立場。消費者庁は運営、オンブズマンは訴訟などの執行を担当している。
- ・ オンブズマンの下に副オンブズマンがいて、さらに3名の秘書官（弁護士）がいる。苦情受付や調査は消費者庁（法務部【16名】など）で担当するが、実際の訴状づくりや法廷対応などは、秘書官の方で行う。
- ・ Par Magnusson 氏 と Daniel Karfs 氏は3名いる秘書官の中の2名。自分たちで法廷に立つこともある。オンブズマン自身も法廷がたつことも時々ある。
- ・ オンブズマンは指名制で法律の専門家でなければいけない（政治家はだめ）。公募もできる。
- ・ 消費者庁長官が自動的にオンブズマンになる。
- ・ 今の消費者庁長官は元裁判官である。
- ・ 消費者庁全体の職員数は約100名である（うち弁護士は約25名）。
- ・ 年間予算は約1億クローネである。
- ・ 消費者庁は年間約10～15件の訴訟を提起（マーケティング法違反に対する不当広告に対しての差し止め訴訟など）している。公的集団訴訟としては、2003年に制度ができてから、1件のみである。
- ・ 反トラストなど競争法は別の官庁（競争庁）が管轄している。
- ・ オンブズマンによる訴訟の場合、オンブズマンが原告で、企業が被告で、差止請求や、差止請求に継続して従わない場合の罰金などを課せれるが、不当利益の剥奪（Disgorgement）はできない。
- ・ 行政による強制的な調査権は、マーケティング法に基づく差止請求など場合はあるが、集団訴訟の場合はない。マーケティング法場合のそれらは、42、43、44、45、46条に規定されている。
- ・ 公的集団訴訟の唯一の例であるオンブズマン対クラフトコミュニケーターのケースでは、

8,000 人の対象者に対して 2,000 人が Opt In した。

- ・ 公的集団訴訟になったのは、損害額が少額で対象者が多数であったからである。
- ・ 被告企業は、電気供給の契約があるにも関わらず供給しなかったという行為を行っており、供給が停止した時点での契約者が対象者である。
- ・ ひとりひとり契約内容が違うが（使用量に応じて支払う契約と一定額を支払う契約であった）、請求額は 500～1,000 クローネ/人である（期間としては 1 ヶ月～1 年：契約によって違う）。
- ・ 対象者は全国に存在していた。
- ・ 8,000 人に対しての Opt In の意志を問う通知は、裁判所が行った。方法としては、住所の分かっていた 3,000 人に対しては郵送、住所の分からない 5,000 人には新聞広告を 3～4 回掲載した。
- ・ また、TV やラジオが取り上げてくれ、編集記事としても流れた。
- ・ 2,000 人の Opt In の人のマスメディアと郵送の割合や、3,000 人に郵送した通知のうち不達がどのくらいあったかは消費者庁では分からない。
- ・ 2004 年に訴訟を提起し、集団訴訟として認められるかどうかの審議が最高裁判所までいき、2007 年 9 月になって、最高裁がそれらを認めた。
- ・ 2007 年 9 月から現在までは口頭弁論の準備を行っている。準備には今年いっぱいかかる予定である。
- ・ 現在のところ必要な証拠はすべて収集済みである。
- ・ 消費者庁には年間約 6,000～10,000 件の苦情が直接寄せられる。それらは主に、不当広告、安全ではない商品、不当な契約に関することであり、広告関係が一番多い。地域のコミュニティ（市町村）にも苦情は寄せられているが、それらもあわせた国全体の年間苦情数は統計がないので、よく分からない。
- ・ 年間約 6,000～10,000 件の苦情の中で年間約 5 件に対して、公的集団訴訟の可能性を検討する。
- ・ マーケティング法に基づく差止請求訴訟などは、年間約 10～15 件行っている。
- ・ 2003 年以降、公的集団訴訟が 1 件だけというのは、少ないと思うしもっとあってもいいと思う。ただし、リソースに限りがある（予算が足りない＝人件費）ので、なかなかそうもいかない。
- ・ 団体集団訴訟が 1 件もないもの同様にリソース不足のためだと思う。
- ・ 消費者団体とは綿密に連絡とっており、彼らに助成金を出すこともある。
- ・ 消費者団体で大きいのは 5 グループほどである。
- ・ オンブズマンの公式見解として、Opt Out 方式の方がいい旨を表明している。
- ・ 理想的には、オンブズマンが、案件に応じて Opt In 方式、Opt Out 方式を選べればいいと思う。
- ・ 制度の改正に向けての調査や政府への働きかけは行っているが、案件はまだ 1 件しか

いので、実例不足であり、すぐに制度は動きそうにない。

- 集団訴訟の認可に対して、裁判所による判断が遅すぎるので、それを何とかしてほしい。
- それ以外にもマーケティング法の適切な運用も課題。マーケティング法自体は 1970 年代からあるが、昨年 EU 規定に従い改正されたばかりである。

(北欧／ノルウェー)

(10) ノルウェー法務・警察省とのミーティング議事録

6. 日時： 2009年3月4日(木) 10:00-12:30

7. 場所： 法務・警察省(Akersg 42 Oslo)

8. 面会者： Ms. Vibeke Irene Lovold

(Legal Adviser / Ministry of Justice and Police)

Mr. Karl Otto

(Legal Adviser / Ministry of Justice and Police)

Mr. Camilla Closs Walmann

(Senior Adviser / Ministry of Children and Equality)

9. 内容：

- ・ 日本からわざわざ来てくれて感謝している、また、日本のお役にたててうれしい。
- ・ 消費者団体訴訟には2つの省庁が関係している。ひとつが法務・警察省(Ministry of Justice and Police)、そして、児童・平等省(Ministry of Children and Equality)。
- ・ 集団訴訟の法律や制度に関しては法務・警察省、消費者政策に関しては児童・平等省が管轄している。

(2008年クラスアクション制度について)

- ・ 2008年1月1日から施行された。
- ・ 1999年に司法制度改革の一環として紛争解決審議会が設立され、紛争関係全体の議論がなされるようになり、その中のひとつとしてクラスアクションも議論され、2001年にレポート#32として提出された。
- ・ その後、省内で調査・研究が行われ、2005年3月4日に国会に議案が提出され、同年6月17日に国会で可決成立した。
- ・ 法律が成立後、裁判官への周知、教育、調整、さらにはコンピューターシステムの調整などに時間がかかり、施行は2008年1月1日となった。
- ・ 古い制度では十分でなかったが、新しい紛争法は判事が積極的に動けるようになったといえ、判事改革ともいえる。
- ・ スウェーデンでは、集団訴訟制度を2003年から実施していたので、それらを参考にもした。さらにアメリカやイギリスの制度も参考にした。
- ・ デンマークでもOpt In方式、Opt Out方式を組み合わせた制度が2008年1月1日から施行されているが、彼らはノルウェーの制度を参考にしている(\*彼ら曰く)。
- ・ Opt In方式、Opt Out方式を組み合わせた制度は北欧では始めて導入された。
- ・ 1999年の紛争解決審議会の中で、すでにそれらは盛り込まれて(提案)されていた。

- ・ 審議会の構成員は、法律家ばかりで、現在の最高裁判所の長官（当時は最高裁判事）が審議会長を務めた。
- ・ 施行以降、2～3 件のクラスアクションが起こっていると思われるが、まだ最終結論には至っていない。
- ・ 2～3 件しかない理由のひとつとしては、制度自体がまだ社会に浸透していないということもある。
- ・ 2～3 件のうちの 1 件として（\*彼らは資料を直接持っているのではなく、Internet 通じて得た情報との前提で）、金融関係のケースがあり、オスロの弁護士が 10 人まとめて 2 つの銀行を相手取り団体訴訟を起こした。
- ・ このケースでは、インターネットで Opt In の参加を募っていた。

（35.3 に関して）

- ・ 原告として団体および公的機関になれるとあるが、公的機関とは、消費者委員会（Consumer Council）とオンブズマンである。
- ・ ただし、オンブズマンにはさまざまな分野で分かれており（児童、市民、消費者、差別平等など）、訴訟を起こせるのは、児童、差別平等オンブズマンのみで、消費者オンブズマンはその権利ない（つまり、消費者分野でクラスアクションを起こせるのは、消費者委員会のみ）。
- ・ 団体としては、環境や金融分野の消費者団体などがクラスアクション提起する権利を持っているが、ケースバイケースで裁判所が適格かどうかを審査する。

（35.3.1 (A) に関して）

- ・ 被害者グループに入っていれば誰でも原告になれる。
- ・ さきほどの銀行の例では、一人の弁護士が原告として訴訟を提起し、他の 9 人の構成員を集めた。これら 9 人は原告ではなくクラス構成員である。
- ・ クラスの代表を決定するのは裁判所である
- ・ クラスの適格要件は以下のとおり（35.9 で規定されている）
  - i. クラス構成員の利益を守れること
  - ii. 相手に対して訴訟費用を支払う能力があること
- ・ 一番自然なのは、組織が原告となることだと思う。それは、コスト負担の問題や主体としての適格性からである。
- ・ どこの地方裁判所でもクラスアクション起こせる。
- ・ クラスアクションを扱う専門の裁判官がいるわけではない。実際、クラスアクションが起こっているわけではないので、裁判官は実際にクラスアクションを担当することになった場合、どうしたものかと思っている裁判官も多い。
- ・ 2008 年施行の新制度の評価を行う予定で（施行後 3 年を目処）、Otto 氏と Vibeke 女史

がクラスアクションを担当する予定である。

(35.4.3 に関して)

- 裁判官は、原告、被告双方の話を聞き、それがクラスアクションとして適格かどうかを独自に判断する。
- もし、クラスアクションとして適格でないという判断が出ても2回上訴できる(35.4.4)。それは決定(Ruling)に対する上訴である。

(35.5 に関して)

- 通知の方法は裁判所が決める。
- 起訴状にクラス構成員のリストがあれば、裁判所は郵送で通知を行うのが通常である。
- 裁判所が原告の代表者に送らせるということも可能。特に構成員の人数が多い場合は、クラス代表者の負担で通知を行わせるケースが多い。
- 裁判所が決定することとして、
  - i. 被告に責任があるか？(責任論)
  - ii. 責任がある場合被害者にいくら支払うか？(損害論)ということがあるが、ノルウェーは損害論まで行う。
- 先の金融(銀行)のクラスアクションのケースでは、銀行に責任があると決定され、賠償額に関しては、個々の構成員毎に額を決定している。
- 構成員毎に金額を決めずにクラス全体の総額を決めるという方法はノルウェーではできず、判決で個々の構成員の金額を明記する必要がある。
- ただし、和解の場合は総額でも可能である。
- 和解の内容に関して、
  - i. Opt Out 方式の場合、裁判所の認可必要
  - ii. Opt In 方式の場合、裁判所の認可不必要(\*スウェーデンでは必要)
- Opt Out 方式の場合、個々の構成員が和解の内容を理解していること、クラスの代表が内容を構成員に知らせる義務があること、個々の構成員が内容を理解していて、自分の要求を主張できることが必要である。

(35.6 に関して)

- Opt In の登録方法として、書類提出と口頭申請の2種類ある。
- 書類提出の場合、特に様式は決まっていないが、裁判所に郵送する必要があり、emailでの登録は現在まだ認められていない。
- また、口頭申請の場合、自ら裁判所に出頭して申告を行う必要がある。クラスアクション制度についてノルウェー語のみだが細則がある。

(35.7 に関して)

- 金額的にどのくらいなら Out Out になるかという点に関しては、金額の規定は特にはないが、500～2,000NOK くらいのイメージではないかと思う。
- (\*明確な少額の金額基準がないことに対して裁判所からのクレームはなかったか?) ノルウェーでは法務・警察省が法律づくり、細かい部分は裁判所で決めてもらうということになっている。もちろん金額の基準がないことに関して裁判所からの不満の声もあった。

(35.8 に関して)

- Opt In からの離脱に関して、ノルウェーでは判決まで離脱できる (\*スウェーデンでは Opt In の最終期限まで)。
- (\*企業にとってアンフェアではないか?) ノルウェーでは、クラス構成員が裁判の進展に応じて自分で決められるということを重要視している。
- (\*負けることが分かってくると離脱する構成員が増え、代表などのコスト負担が増大するのでは?) 離脱する人は、コストの一部を支払う必要がある。
- (35.8.1 および 3) クラス構成員は判決が出て、上訴可能期間中は離脱できる。その期間が過ぎ最終判決になった後はできない。
- (\*クラス代表者以外の訴訟費用負担の義務で Opt In、Opt Out で違いがあるか?)
  - i. Opt In 方式の場合：裁判所の方で個々の最高額が決められる
  - ii. Opt Out 方式の場合：クラス構成員の義務なし。クラス代表のみ義務あり。これは相手の訴訟コスト含む

(35.14.1 に関して)

- 勝訴側が相手側からコスト求められる (English Rule)。
- 政府機関が原告となったクラスアクションはまだない。

(組織などについて)

- 児童・平等省は消費政策担当で、オンブズマンの予算も予算要求に従い同省から出ている。
- オンブズマンは市場法に基づき、行政命令として、差止め命令や罰金が可能である。
- オンブズマンは監視が主な役割であり、消費者委員会は、消費者の権利を守ることが役割である。
- 消費者委員会の委員長 (ほとんどが法律家) は児童・平等省が指名する。
- オンブズマンは政府が指名する。
- オンブズマンへの予算は同省がつけるが、活動内容については、オンブズマンが独自に決めている。

- ・ 関係 3 機関（消費者委員会、児童・平等省、オンブズマン）はインフォーマルには普段から連絡取り合っており、正式には、年 2 回会議がある。

## (11) ノルウェー消費者委員会とのミーティング議事録

(1) 日 時： 2009年3月5日(木) 14:30-16:30

(2) 場 所： 消費者委員会 (Rolf Wickstrom vei 15, Oslo)

(3) 面会者： Mr. Jon-Andreas Lange

(Senior Adviser / The Consumer Council of Norway)

Mr. Audun Skeidsvoll

(Director of Consumer Policy)

Ms. Anne Sofi (Senior Advider)

(4) 内 容：

- ・ 消費者委員会 (The Consumer Council of Norway) は独立行政組織で、消費者の影響力の増大、地位の向上、利益の保護を目的としている。
- ・ オンブズマンと同じ建物に入居している。
- ・ デンマークの消費者委員会と似たような組織である。
- ・ 予算は政府予算である (児童・平等省から)
- ・ 役員会、理事会は経済界とのつながりは深い、独立している。
- ・ 商品の (安全) 基準などを決めているわけではないが、ANEC (消費者基準) の役員にはなっている。
- ・ 消費者の教育も行っている。
- ・ 新しい市場が出てきているので、消費者にとっても紛らわしいことが多い。たとえば、Amazon.com のようなオンラインビジネスやノルウェー人がフランスで別荘を買うといった国際的な取引などである。
- ・ 委員会の重要な任務として、市場で何が起きているか把握することが必要である。
- ・ 課題として、もっと積極的に影響力を行使できるようになることが必要と思っている。

(クラスアクションについて)

- ・ 集団訴訟には長い歴史がある。
- ・ 個々の訴訟をまとめる共同訴訟は以前からあった。
- ・ また、苦情対策委員会が苦情をうけることもあった。しかし相手が銀行などの大企業だと何もできなかった。
- ・ 1994年くらいからアメリカのクラスアクションなどの調査をはじめた。しかしその当時は Opt In 方式、Opt Out 方式などは議論されておらず、クラスアクション自体議論の対象になっていなかった。
- ・ ひとつの例として、コーツン社のペンキが家をぼろぼろにするというケースがあり、訴訟が起こったが、企業は上訴し、被害者はそれ以上無理 (コスト負担できなかった) だった。ただ、これをきっかけに集団訴訟の議論などが始まるひとつのきっかけともなっ

た。

- 競争法（1915年）の改革（1999年）のために紛争解決審議会が始まった。
- 今までクラスアクションとして集団訴訟になりそうだった案件数は約10件。
- すでに裁判所に提起されている案件としては1件くらいだと思う（\*消費者委員会でも正確な数や情報はつかんでいない）。
- 今まで訴訟を検討した例として、金融貯蓄商品がある。15万人が対象者で、投資総額は380億NOKになる。起訴はまだしていない。
- 金融関係（法務・警察省でヒアリングした案件）では、Rader 弁護士事務所が担当。
- それらの情報はあがるが、他の案件の情報は無い。
- 消費者委員会がクラスアクションを起こした例はないし、案件を検討して起訴をしないとした案件例もまだない。
- 消費者委員会のみで年間約12万件の苦情や通報が集まる。
- 市やコミューンでは消費者からの苦情などの受付は行っていない。
- オンブズマンは広告などに関する（市場法関連）苦情などを受け付けており、年間約7,000件。

（クラスアクション制度について）

- Opt Out 方式型の方が多くの人を救えるのでいいと思う。
- 2008年の制度には満足しているが、今後の改良の余地もある。
  - i. クラスアクションは費用がかかりすぎる
  - ii. クラス代表に負担がかかりすぎる
- クラス代表などを支援する公的基金などはない。
- 法定補償基金などとして、クラスアクションとして認められた案件に対しては、代表者に経済的支援を行うという制度があってもいいと思う。事実何度も提案しているが、政治家により拒否されている。
- 消費者委員会が代表としてクラスアクションを起こすかどうかは慎重に審議する。なぜなら敗訴すると膨大な負担が発生するからである。
- Opt In 方式は構成員から費用の前途金が取れるので、費用負担的にはいいと思う。
- ノルウェーには通常の訴訟のしくみとして、公的弁護士を無償で提供するというシステムがあり、それをOpt Out 方式にも適用できないか検討したいし、法務・警察省も検討の必要ありといっている。
- 起訴をすれば、被告企業に訴訟上の手段として強制的に資料などの提出を要求できるが、起訴前はそういった権利ない。
- 消費者委員会が訴訟を起こそうとしても予算の関係で件数には制限生じると思う。なぜなら、企業は上訴する可能性高く、最高裁まで行くという想定をせざるを得ない。そこまですべてを考慮して予算確保しておく必要があるからである。特に被告企業は弁護士など多

数つけてくるので敗訴すると膨大なコスト負担が発生することが予測される。

- その一方、実際に消費者委員会としての訴訟がないとしても、訴訟が起こりうるという可能性をみせることで、企業への抑止力にはなる。
- 委員会のクラスアクションの場合、被害者の経済的損害を回復することのみで、不当利益の剥奪などの制度はない。

(組織について)

- オンブズマンは法（市場法）が守られているかどうかを中立的な立場で監視する役割である。
- 委員会は消費者の利益を守るのが役割である。
- 委員会には 141 名のスタッフ（本部約 70 名、地方約 70 名）おり、そのうち法律の専門家は約 30 名である。
- 消費者委員会によるクラスアクションのキーは、予算確保である。

## (12) Becker 教授とのミーティング議事録

- (1) 日 時： 2009年3月6日(金) 10:00-12:00
- (2) 場 所： University of Oslo (Karl jihans gate 47 Oslo)  
Tel 47 22 85 96 46
- (3) 面会者： Dr. Inge Lorang Backer (Professor of Univ. of Oslo)
- (4) 内 容：

- ・ 自分の略歴としては、35年前に卒業後、法務・警察省に入り4年間勤めた。その後、Oslo 大学に戻り、1987～1994年までは法学教授（ノルウェーでは法学部は専門分野毎ではなく一般法学の教授としての職、ただし同教授の専門は民事訴訟法と環境法）として勤めていたが、1994年に法務・警察省の法務部局長のポストが空いたので応募し採用された。
- ・ それ以来（1994年）、2008年に退職するまで局長の職を務めていた。
- ・ 1990年に北欧4国（ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランド）が集まり、クラスアクションの研究会をもった（北欧閣僚審議会のひとつのプロジェクトとして）。
- ・ 自分は、その会議にノルウェー代表として参加していた（リーダーは、スウェーデンでお会いした、Lindblom 教授）
- ・ その際は、アメリカのクラスアクションの勉強などをしたが、法体系が違うので、ノルウェーに導入するには独自の仕組みが必要だと感じた。
- ・ 2005年に司法改革があり、その一環としてクラスアクションも導入された。
- ・ この改革は1915年の旧紛争法を全面改正し（民事訴訟法の改正）、2005年紛争法を制定した。
- ・ 2005年の改正の大きなポイントは、以下のとおりである。
  - i. 一般の人に訴訟への敷居を低くすること
  - ii. 裁判に連動したADRが拡充されたこと
  - iii. 裁判処理の迅速化など裁判所の効率化をはかったこと
- ・ ノルウェーとスウェーデンの制度の違いとして、ノルウェーは基本的にドイツ・オーストリアを範としていたが（1915年の旧紛争法）、2005年の改正ではUS、UKシステムをモデルにした（\*日本と似た状況）。
- ・ 行政処分を不服とした訴訟は、ノルウェーでは日本のように行政特別裁判所がないので、民事訴訟として扱われるが、スウェーデンでは行政特別裁判所があり、そこで訴訟を起こす。
- ・ 改正時にUSとUKをモデルにしたのは、1999年の調査（紛争法改正のための紛争解決審議会）でそれらに目を向けたからである（UKのウルフレポートを参考にした）。
- ・ 1999年の紛争解決審議会の構成員としては、現在最高裁長官であるChristian Reuseh氏（当時は最高裁判事）をリーダーとし、以下6名（高等裁判所判事1名、地方裁判所

判事1名、法学者（人権関係）1名、および弁護士3名）であり、2001年に調査レポートが提出された。

- 1999年の紛争解決審議会の調査結果を受け、2001年に政府案が提出されたが、その中で、すでにOpt In方式、Opt Out方式の混合型が提案されていた。
- 2005年の改正では、クラスアクションは新しい分野で、それ以外は従来の項目の改正であった。
- （\*同教授の意見として）少額のケースではOpt Out方式は非常に重要である。
- また現在のOpt In方式、Opt Out方式混合型はいいと思っている。
- ただし、課題としては、Opt Out方式のしくみがもっと一般消費者に知られ浸透する必要がある。企業側に対してもクラスアクションの可能性を示すことで抑止力になる。
- （\*同教授個人の意見として）少額というのは、2,000NOK以下くらいではないかと思う。10,000NOKでも入る可能性はあると思う。
- （\*クラスアクションでは通常の裁判と違って、クラスアクションとして認めるかどうか、クラス代表の選定、Opt In方式かOpt Out方式か、クラスを認めるのか、など裁判官の裁量が大きい。日本ではそれに対して裁判所からの不満があるが）ノルウェーではそういった声はなかった。なぜなら、司法改革の特徴のひとつとして、裁判官により積極的な役割を与えたことで、そういった不満の声はなかった（\*実際には、法務・警察省でヒアリングしたように、クラスアクション専門の裁判官はおらず、実際の担当することになるのではないかとビクビクしているとのこと）。
- （\*ノルウェーのOpt In方式の和解の際に裁判所からの認可は要らないがなぜいらぬのか？）Opt Out方式の時には、クラス構成員が誰だか分かりにくく、後で大きな影響与える可能性があるので、和解時にそれがフェアであるかどうか判断しておく必要がある。
- しかしOpt In方式の場合は、関係者が明確であるので裁判所の認可はいらぬ。もちろん、クラスの代表は構成員に和解内容を通知する義務がある。
- （\*ただ、Opt In方式の場合でも関係者間の利害違うので裁判所の認可あったほうがいいのでは？）そういった議論もありえると思う。
- 消費者委員会などによるクラスアクションはまだないかが、それを進めるのは、やはり予算獲得など問題がある。しかし、本当にクラスアクションが必要と考えた場合は予算確保して実施すると思う。

## 第4章 別冊資料目次

### 1. 米国

- 資料1 メリーランド州商法(Commercial Law) 英語版
- 資料2 コネチカット州 AG 年次報告 (2007-2008 年) 英語版
- 資料3 コネチカット州公正取引法(Fair Trade Act) 英語版

### 2. ノルウェー

- 資料4 The Norwegian Government's Consumer Policy 英語版
- 資料5 Conusmer Plicy in Norway 英語版
- 資料6 紛争法(The Dispute Act, 2005)35 章クラスアクション部条文 英語版、日本語版  
(仮訳)

### 3. スウェーデン

- 資料7 消費者庁年次報告 2008 (Arsredovisning 2008) スウェーデン語版
- 資料8 集団訴訟法条文 (Swedish Code of Status; Group Proceedings Act) 英語版、日本語  
(仮訳)
- 資料9 マーケティング法 (The Marketing Act) 英語版
- 資料10 集団訴訟概要 (Garde Wesslau 法律事務所作成) 英語版
- 資料11 公的訴訟例 (オンブズマン対クラフトコミュニケーション) 訴状 スウェーデン語版
- 資料12 公的訴訟例 (オンブズマン対クラフトコミュニケーション) クラスアクション認定通知  
スウェーデン語版
- 資料13 集団訴訟制度評価プロジェクト報告書 (概要) 英語版